

介護保険の利用者負担軽減などのお知らせ

問合せ 介護高齢課介護保険係 ☎ 内線 3 1 4 6、3 1 4 8

○居住費や食事の利用者負担軽減

介護保険施設を利用する場合、申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けると、利用者負担限度額が軽減されます。現在、認定証が交付されている人も7月31日（金）で有効期限が切れますので、引き続き利用するには再申請をしてください。

対象サービス 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、ショートステイ

申請方法 申請書を介護高齢課介護保険係、または白沢・利根支所生活係へ

その他 次のいずれかに該当する場合は対象外
▽世帯内に市民税が課税されている人がいる▽
預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超えている▽世帯分離している（住民票上世帯が異なる）配偶者に市民税が課税されている

対象要件と基準費用額（日額）

対象要件	居住費の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
★世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
★世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※（ ）内の金額は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の従来型個室を利用した場合

※★は非課税年金（障害年金・遺族年金）の収入額を含めます

○社会福祉法人施設の利用者負担額軽減

県が指定した社会福祉法人が運営する施設などでサービスを受ける場合、生活が困難な人に対して利用者負担額が軽減されます。

対象サービス 短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（以上、介護予防を含む）、訪問介護、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、訪問型サービス、通所型サービス

申請方法 申請書と収入や資産、扶養状況に関する申告書を介護高齢課介護保険係へ

対象になる人の基準	軽減割合
老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税、または免除されている（生活保護受給者は除く）	50 / 100
世帯全員が市民税非課税、または免除されていて、次の①～⑤の全てに該当する人（生活保護受給者は除く） ①年間収入が単身世帯150万円以下で、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である ②預貯金や有価証券などの額が単身世帯350万円以下で、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である ③日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産などを持っていない ④負担能力のある親族などに扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない	25 / 100
生活保護受給者の個室の居住費（滞在費）のみ	100 / 100

○居宅サービスの利用者負担助成

収入が少なく、特に生活が困難な人が介護保険の居宅サービスを利用する場合、利用者負担の助成を行います。

助成期間 来年6月末日までを期間として、申請した月から助成

助成金額 対象サービスの自己負担額の2分の1

申請方法 申請書と世帯の収入に関する届出書を介護高齢課介護保険係へ

対象要件	対象サービス
市内に住所があり、次の①～⑤の全てに該当する人 ①介護保険の要介護（要支援）認定者、または総合事業対象者 ②生計を同じくする世帯全員が市民税非課税である ③世帯の前年分の収入が生活保護基準を下回るか、それと同程度と認められる世帯である ④被保険者本人に課せられている保険料などを滞納していない ⑤資産を活用しても、なお生活が困窮の状態にある	訪問入浴介護／訪問看護／訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／短期入所生活介護、短期入所療養介護／福祉用具貸与、認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護 ※上記は介護予防を含む 訪問介護／通所介護／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護／地域密着型通所介護／看護小規模多機能型居宅介護／訪問型サービス／通所型サービス